

○須高行政事務組合一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(令和5年3月29日規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（令和5年条例第1号）第2条の規定に基づき、須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年須坂市条例第27号）第23条、第24条第3項及び第4項、第24条の3第8項、第26条、第27条第1項及び第3項並びに第32条第4項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給については、[須坂市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和40年須坂市規則第2号）](#)の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。